

試験の種類	科目	試験の時間
試験の種類	鳥取県立大学の試験に關する法令	9:00~10:00
	鳥取県立大学の試験に關する法令	10:30~11:30
試験の科目	鳥取県立大学の試験に關する法令	9:00~10:00
	鳥取県立大学の試験に關する法令	10:30~11:30

- 試験の期日及び場所
 - 試験の期日 昭和四十一年五月二十九日(日曜日)
 - 試験の場所 鳥取市及び米子市
- 受験手続

次の書類を、鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県商工労働部商工指導課に提出すること。

 - 受験願書 高圧ガス取締法施行規則(昭和26年通商産業省令第68号。以下「規則」という。)別表第19の様式によること。
 - 履歴書 別表別表第20の様式によること。
 - 写真 真手札形台紙付きとし、出願前6月以内に撮影した正面半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載すること。
 - 受験手数料及びその納付方法
 - 受験手数料 700円
 - 納付方法 アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上端にはりつけること。この場合、消印をしないこと。

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日発行)

規 則



鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十一年四月十五日 鳥取県知事 石 橋 二 朗

鳥取県規則第十六号
鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表一第百四十六号中	改正前	改正後
炭行性脳炎	仔豚 五十円	仔豚 六十円
流行性脳炎	豚馬 五十円	豚馬 五十円
炭行性脳炎	豚馬 五十円	豚馬 五十円

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十一年四月十五日 鳥取県知事 石 橋 二 朗

- ◇規 則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
- ◇規 則 鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 教育職員免許状の授与
- 健康保険法による保険医療機関の指定
- 健康保険法による保険医の登録
- 保安林の指定施業要件の指定予定
- 保安林の指定の解除
- 土地改良事業計画書の写しの縦覧
- 公有水面の埋立ての免許
- 昭和四十一年度前期の二級技能検定の実施
- 鳥取食糧事務所管内出張所の位置の変更

第六条中「七千円」を「八千円」に改める。
附則
この規則は、公布の日から起行し、昭和四十一年四月一日以降交付決定
をするものについて適用する。

告示

鳥取県告示第百七十八号

教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第五條第三項の規定
に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八條第一
項の規定により告示する。

昭和四十一年四月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類 番 号 氏 名 本籍地
幼稚園助教諭免許状 昭四一幼助第一号 遠藤 陽子 鳥取県

鳥取県告示第百七十九号

教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第五條第一項の規定

名 称 所 在 地

- 米子病院 米子市日原
- 鳥取県立整肢学園 米子市上福原字北浜沖開一七五一の一
- 松田小児科 倉吉市上井二〇二
- 那家町立私都診療所 八頭郡那家町麻生
- 日南町国民健康保険多里診療所 日野郡日南町萩原二五五の一

診療科名	開設者氏名	指 定 年 月 日	採用枚数表
精神神経科、内科	松本 久	昭和四十一年三月二十八日	甲表点数表
整形外科	鳥取県知事	四月 一日	乙表点数表
小児科、内科	松田 周逸		
内科	那家町長		
内科、外科	日南町長		

鳥取県知事 石 破 二 朗

に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八條第一
項の規定により告示する。
昭和四十一年四月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類 番 号 氏 名 本籍地
幼稚園教諭二級普通免許状 昭四一幼二普第一号 岡野タケ子 鳥取県
高等学校教諭二級普通免許状 昭四一高二普第一号 尾崎 裕登

鳥取県告示第百八十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三條ノ三第一項の規定に
より、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険
局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年
政令第八十七号)第二条の規定により告示する。
昭和四十一年四月十五日

巨鳥医院福部分院 岩美郡福部村細川六六三の五

鳥取県告示第百八十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三條ノ五第一項の規定に
より、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の
指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令
第八十七号)第九条の規定により告示する。
昭和四十一年四月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号番号 登 録 年 月 日
高橋 宏二 鳥取市吉方二五六 鳥取一八八 昭和四十一年三月十八日

鳥取県告示第百八十二号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法
の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七條第二項
において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十條の
規定により告示する。
昭和四十一年四月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
八頭郡船岡町
- 二 保安林として指定された目的
水害の防備
- 三 指定施業要件

内科、小児科 巨鳥 怡子 三月二十六日

立木の伐採の方法

- 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることが出来る立木は、八頭地域森林計画で
定める標準伐期以上のものであるとする。
 - 間伐は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県森林部林務課及び船岡
町役場に備え置いたて紙覽に供する。)

鳥取県告示第百八十三号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法
の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七條第二項
において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十條の
規定により告示する。
昭和四十一年四月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
八頭郡船岡町大字殿字高才谷山
- 二 保安林として指定された目的
干害の防備
- 三 指定施業要件

立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

鳥取県告示第百八十四号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七條第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

昭和四十一年四月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定施業要件指定予定保安林の所在場所

八頭郡船岡町大字殿字明見谷東平

保安林として指定された目的

干害の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採は、定めない。

間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び船岡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百八十六号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七條第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

昭和四十一年四月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定施業要件指定予定保安林の所在場所

八頭郡船岡町大字水口字池ノ内下平

保安林として指定された目的

干害の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び船岡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百八十五号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七條第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

昭和四十一年四月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定施業要件指定予定保安林の所在場所

八頭郡船岡町大字水口字血見谷東平

保安林として指定された目的

干害の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び船岡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百八十七号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七條第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

昭和四十一年四月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定施業要件指定予定保安林の所在場所

八頭郡船岡町大字水波

保安林として指定された目的

干害の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び船岡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第百八十八号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七條第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

昭和四十一年四月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

八頭郡用瀬町

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、禁止する。

2 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百八十九号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法

の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七條第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

昭和四十一年四月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

八頭郡用瀬町

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 伐採を禁止する。

2 その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百九十号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七條第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

昭和四十一年四月十五日

なだれの危険防止

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、禁止する。

2 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百九十二号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七條第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

昭和四十一年四月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

八頭郡智頭町

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 伐採を禁止する。

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

八頭郡佐治村

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、禁止する。

2 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百九十一号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七條第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

昭和四十一年四月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定保安林の所在場所

八頭郡智頭町

二 保安林として指定された目的

2 その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の現況
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び若狭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九十三号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七條第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十條の規定により告示する。

昭和四十一年四月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

八頭郡八東町

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 指定施業要件

□ 立木の伐採の方法

1 主伐は、禁止する。

2 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の現況

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九十四号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七條第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十條の規定により告示する。

昭和四十一年四月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

八頭郡若狭町

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 指定施業要件

□ 立木の伐採の方法

1 主伐は、禁止する。

2 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の現況

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び若狭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九十五号
次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法

の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七條第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十條の規定により告示する。

昭和四十一年四月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

八頭郡若狭町

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

□ 立木の伐採の方法

1 伐採を禁止する。

2 その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の現況

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び若狭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六條第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十一年四月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字嶺山字高浜(二六四の四四九(次の図に示す部分に限る。))

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の四」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七條第一項の規定に基づき、昭和四十年十一月十一日付けで東伯郡羽合町大字上後津五四三番地 西村勘三ほか十六人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和四十一年四月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十一年四月十八日から二十日

三 縦覧に供する場所

羽合町及び東郷町役場

四 縦覧の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、異議期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てる。この期間満了の日を起算して十五日以内の申し立てに申し立てる。同法第十一條の規定により告示する。

昭和四十一年四月十五日

鳥取県知事 石 井 一 郎

- 鳥取県告示第九十八号
- 公有水面埋立法（昭和十一年法律第五十七号）第二條の規定に基づき、昭和四十一年四月六日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一條の規定により告示する。
- 昭和四十一年四月十五日
- 鳥取県知事 石 井 一 郎
- 一 埋立ての免許を受けた者
米子市長 河合弘道
 - 二 埋立ての場所及び面積
米子市旗ヶ崎二二八、二三三、二三五、二三六、二三七の二、二三七の二、二四二、二四三、二四四の二、二四五、二五四、二五五、二五六、二五七の二、二五七の三、二五八、二五九、二六二番地先水面
二、〇九八・五〇平方メートル
 - 三 埋立ての目的
埋立地の造成
 - 四 晒上げの工数
昭和四十一年四月六日から昭和四十一年十一月三十日まで

公 告

昭和41年度の試験科目工、機械工、仕上工、板金工、配管工、左官、タイル張り工、フロッグ建築工及び建築塗装工の2級の技能検定の実施に

ついで、職業訓練法施行規則（昭和33年労働省令第16号）第48条に基づいて採用する。規則第50条第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

昭和41年4月15日

鳥取県知事 石 井 一 郎

- 一 実施する試験
学科試験
- 二 試験の実施期日及び実施場所

種 別	実 施 期 日	実 施 場 所
建築師補工、機械工、仕上工、板金工	昭和41年9月4日（日）	鳥取市、米子市
左官工、左官、タイル張り工、フロッグ建築工、建築塗装工	昭和41年9月11日（日）	鳥取市、米子市

- 3 受検申請の手続
 - (1) 提出書類
 - 1 2級技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
 - 2 学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面
 - (2) 提出先
鳥取市東町1丁目 鳥取県商工労働部職業安定課
 - (3) 受付期間

種 別	種 別	受 付 期 間	備 考
建築師補工、機械工、仕上工、板金工		昭和41年5月12日（金）から 昭和41年5月13日（土）まで	
左官工、左官、タイル張り工、フロッグ建築工、建築塗装工		昭和41年5月13日（土）から 昭和41年5月14日（日）まで	

- (4) 受検申請に関する注意
 - 1 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県商工労働部職業安定課で交付する。
 - 2 なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「2級技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、10円切手をはったもの）を同封すること。
 - 3 申請書を郵送する場合又は申請書及び試験の免除を受けようとする場合においてその免除を受けることができることを証する書面を郵送する場合は、これらを同封のうえ、書留郵便とし、封筒の表面に「2級技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
 - 4 なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるもの限り、受け付ける。
 - 4 受検手数料及びその納付方法等
 - (1) 学科試験の手数料 400円
 - (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を申請書にはつて納付すること。この場合、鳥取県収入証紙に消印をしないこと。
 - (3) その他
なお、学科試験の全部の免除を受けようとする場合は、手数料の納付を要しない。
- 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、手数料は返還しない。

学科試験の合格者に対しては、昭和41年11月上旬に書面で通知する。

- (2) 技能検定合格者の発表
技能検定の合格者の氏名を昭和41年11月上旬に鳥取県公報で公告するほか、合格者に合格証明書を交付する。
- 6 その他
2級の技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部職業安定課に問い合わせること。

雑 報

鳥取食糧事務所管内出張所の位置を次のとおり変更したのでお知らせします。

昭和41年4月15日

鳥取食糧事務所長 村 越 久 夫

移転出張所名	庁舎所在地
鳥取支所大正出張所	鳥取市古備820の1番地
日野支所瀨口出張所	日野郡瀨口町瀨口658の1番地